

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成26年12月22日第5回中種子町農業委員会総会を防災センター2階・第二会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員
(公選) 鮫島達・濱脇嘉則・雨田勇・小山田弘幸・日高隆克
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義
(選任) 久保田純一・日高信行・戸田和代・石堂季男
3. 欠席委員
(公選) 上妻廣美
(選任) なし
4. 日程 第1 会議録署名委員の指名
日程 第2 会期の決定の件
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について
日程 第4 議案第2号 農地法第4条申請について
日程 第5 議案第3号 農地法第5条申請について
日程 第6 議案第4号 非農地証明について
日程 第7 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について
日程 第8 承認第2号 農用地利用集積計画の一部変更の承認について
5. 議事
(議 長) それでは、ただいまから、平成26年第5回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、13番日高隆克委員、1番鮫島達委員を指名します。
(議 長) 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
(委 員) 異議なし。
(議 長) 異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
(議 長) 日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。
(事務局) はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数4件、筆数16筆、面積39,802㎡、畑38,340㎡、田1,462㎡でございます。ご審議の程をよろしくお願いいいたします。
(議 長) 次に第1項の順位1について、担当調査委員の1番鮫島達委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい。1番鮫島です。議案第1号第1項農地法第3条申請の順位1について説明いたします。去る12月17日、午前8時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字納官、字〇〇、地番〇〇〇〇-4、地目畑、面積386㎡です。譲渡人、住所 埼玉県〇〇〇〇〇4丁目3番15号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、国道58号線の浜津脇集落の〇〇〇〇のところより、300m程、東に上がったところの、道脇の左手でございます。調査の結果、労働力、農業機械等を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程を宜しく申し上げます。

(議長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位2について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい。7番戸田です。議案第1号農地法第3条申請第1項の順位2について説明いたします。去る12月11日、12時30分、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在は、大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積3,933㎡。大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-29、地目畑、面積1,487㎡でございました。譲渡人、住所 宮崎県〇〇〇〇〇〇〇〇〇三丁目75番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町増田〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所については、新空港に走って行きまして、二十番の〇〇〇〇のところを国道58号線方向に左に入って上って行きますと、300mくらい行きますと右手に〇〇〇〇があります。その角を200mくらい行きますと、〇〇〇〇さんの今の申請地、〇〇〇という地番の畑があります。で、〇〇さんの自宅の東側に〇〇〇〇の地番の畑がありました。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議を宜しく申し上げます。この〇〇〇〇さんとの間柄は〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの旦那さんの弟になっております。そういう間柄になっております。どうぞ宜しく申し上げます。

(議長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位3について担当調査委員の9番久保田委員の説明をお願いします。

(9番委員)はい。9番久保田です。議案第1号第1項、順位3の農地法第3条申請について説明をいたします。去る12月16日、午後1時30分より、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在につきましては、大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-4、地目田、面積1,070㎡。大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目田、面積392㎡。大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積818㎡。大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積4,030㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積3,806㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積838㎡。大字増田、字〇〇〇〇、地目畑、面積673㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積2,244㎡です。田計1,462㎡、畑計12,409㎡、合計13,871㎡です。譲渡人、住所東京都〇〇〇〇〇2丁目1番地7-303、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町増田〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所につきましては、上から8筆ございますが、1番から8番というかたちでご説明させていただきたいと思っております。1番が増田線郡原と広域農道中山、中之町を交互する〇〇〇より南西へ100m以内の地点。2の地域につきましては〇〇〇〇の隣、3番郡原集落の〇〇〇〇前、4番バス停中山、上ノ平より郡原、〇〇〇〇さんにつながる、〇〇さんの前の十字路より、郡原集落センターに通じる道、南100m以内の地点。5、6、7、8は〇〇〇〇さんの自宅から、差し合わせに向かう十字路の地点の範囲内で、範囲内から浄水場の裏側の〇〇〇〇の地点の間の500m以内の圃場整備でございます。そういうかたちで4筆一緒に500m以内にあるということでございます。調査の結果、労働力、農業機械等を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願い申し上げます。尚、贈与の関係につきましてはお二方はいとこというかたちでございますから宜しく申し上げます。

(議 長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位4について担当調査委員の6番小山田委員の説明をお願いします。

(6番委員) 6番小山田でございます。議案第1号第1項、順位4についてご説明をいたします。去る12月19日、午前8時30分より、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字坂井、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-48、地目畑、面積3,479㎡。大字坂井、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-52、地目畑、面積1,983㎡。大字坂井、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-53、地目畑、面積826㎡。大字坂井、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-73、地目畑、面積12,675㎡。大字坂井、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-522、地目畑、面積1,162㎡です。譲渡人が、住所 広島市〇〇〇〇〇〇4丁目19番18号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 熊毛郡南種子町中之上〇〇〇〇-142、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈による経営開始となっております。場所につきましては、国道を南種子に走りまして、長谷の十文字がございますけども、その信号を右に行きますと、長谷の〇〇〇になります。それを少し過ぎますと点滅の信号がございます、それを〇〇〇〇〇〇へ行きます。その道路を150m行きますと、〇〇〇〇さんの自宅が右側でございます。その近辺が今回の申請地となっているようです。調査の結果、労働力、農業機械等を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いをいたします。それからこの、〇〇さんと〇〇さんの関係ですけど兄弟のようです。〇〇さんが四女であるようです。〇〇さんが長男のようです。以上です。宜しくお願いいたします。

(議長) 事務局からの補足説明はありますか。

(事務局) この新規就農につきまして、営農計画もしっかりついていますので、宜しくお願いいたします。以上です。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1から順位4については許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。従って、議案第1号農地法第3条申請についての所有権移転順位1から順位4については、許可することに決定します。

(議長) 次に日程第4、議案第2号「農地法第4条申請について」を議題とします。第1項について、担当調査委員の5番赤坂委員の説明をお願いします。

(5番委員) はい、5番赤坂です。議案第2号第1項農地法第4条申請について説明いたします。申請人、〇〇〇〇さん。住所 中種子町田島〇〇〇〇番地。申請農地の表示、大字田島、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番1、

地目畑，地積 675 m²。転用目的，農家住宅。申請理由，申請者の現在の住宅敷地が，周囲の土地より低地であるため，排水，日照通風等の支障があり，また，建物も老朽化しているため，住環境に適した本土地に，新しく自己の住宅を建築したい。実現性あり。土地利用規制等，都市計画区域外，農用地区域内農地。棟数・面積等，居宅 1 棟，113.61 m²，倉庫 1 棟 36.10 m²，合計 149.71 m²です。建ぺい率 22.17%。この案件につきましては先般 12 月 15 日午前 10 時 30 分より，濱脇会長，日高隆克委員，小山田委員，事務局と，申請人の〇〇〇〇さん立ち合いの下，現地調査を実施いたしました。場所でございますけれども，国道 58 号線を田島から本村の方に向かいます途中で，〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。その真ん前を右の方に入っていきますと 60~70m くらい行ったところの左側にこの土地がございます。この案件は現在の住宅敷地が周囲の土地より低地であるため，排水，日照通風等の支障があり，また建物も老朽化しているため，新しく自己の住宅を建築するもので，実現性ありです。申請地は造成を行わず，現状のまま利用することです。排水計画においても，合併浄化槽を設置し，側溝に放流し，被害防除計画書記載等の措置をとり，建物の高さも低く，周辺の農地の日照，通風等についても影響はありません。資金計画においても，自己資金証明を添付してあります。現地で検討しました結果，周辺への支障もないと思われまます。委員の皆様のご審議の程，宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(事務局)ありません。

(議長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第 2 号第 1 項については決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，議案第 2 号農地法第 4 条申請の第 1 項については，許可相当ということで決定し，農業委員会の意見書を添えて，県に進達します。

(議長)次に日程第 5，議案第 3 号「農地法第 5 条申請について」を議題とします。第 1 項について，担当調査委員の 11 番日高信行委員の説明をお願いします。

(11 番委員)はい，11 番日高です。議案第 3 号第 1 項農地法第 5 条申請についてを説明します。資料は 3 頁でございます。申請人，譲受人，〇〇〇〇さん。住所 西之表市国上〇〇〇〇番地 7〇〇〇〇 1 号棟。譲渡人，〇〇〇〇さん。住所 中種子町納官〇〇〇〇番地 8。申請農地の表示

でございますが、大字納官，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇番36，地目畑，地積499㎡。転用目的，一般住宅。申請理由といたしまして，現在，借家住まいで手狭なため，申請地を購入し，住宅を新築したい。この方は昨年，大阪より1ターンの方となっております。実現性はありでございます。土地利用規制等につきましては，都市計画区域内，農振農用地外，第2種農地（その他の農地）でございます。棟数・面積等につきましては居宅が1棟，100.45㎡，物置・車庫が50.00㎡，合計で150.45㎡でございます。建ぺい率が30.15%です。転用規制22%以上をクリアしてございます。この案件につきましては，先般12月15日，午前11時より，濱脇会長，鮫島達委員，戸田委員，事務局と，申請人の〇〇〇〇さん，立ち合いの下，現地調査を実施いたしました。場所でございます。宝来集落の〇〇〇〇さんの住宅より，ちょうど宝来線を北へ，約100m，道路沿いの西側となります。先程も説明しましたが，この案件につきましては，現在借家住まいで手狭なため，申請地を購入し，住宅を新築するもので，実現性あり。申請地は造成を行わず現状のまま利用して，排水計画については合併浄化槽を設置し，側溝に放流し，被害防除計画記載等の措置をとります。建物は平屋建てで高さも低く，周辺の農地の日照，風通し等についても影響はないと考えます。資金計画についても自己資金ということで，残高証明も添付されております。そのようなことで実現が確実と思われまます。現地で確認した結果，周辺への支障もないと思われまます。委員の皆様のご審議を宜しく申し上げます。以上です。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありますか。

(委員)ありません。

(事務局)ありません。

(議長)これから，審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めまます。次に第2項について，担当調査委員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい，12番下村です。議案第3号第2項農地法第5条申請について説明いたします。申請人，譲受人，〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地8。譲渡人，〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地8。申請農地の表示，大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇番15，地目畑，地積234㎡。合計243㎡です。転用目的，駐車場。申請理由として，親子2世帯住宅に居住しているが，自家用車を駐車する場所がないため駐車場として利用したい。実現性あり。土地利用規制等，都市計画区域内，農振農用地外，1種農地（集落接続施設）。棟数・面積等，駐車場234㎡。合計234㎡。この案件につきましては，先般12月15日，午前9時20分より，濱脇会長，鮫島安平委員，

久保田委員，事務局，申請人の〇〇〇〇さん立ち合いの下，現地調査を実施いたしました。場所といたしましては，高峯住宅の〇〇〇〇真ん前の方を入れて 40m くらい行きますと，〇〇〇〇さんの住宅があります。そこの真後ろの東の方でございます。昨年2世帯住宅を建築したところでございます。この案件は親子2世帯住宅に居住しているが，自家用車を駐車する場所がないため駐車場として利用するものです。申請地は採石を散布し，敷地の雨水は町道の側溝に放流するもので周辺の農地の日照，通風等についても影響はありません。現地で検討しました結果，周辺への支障もないと思われまますので，委員の皆様様の審議を宜しくお願いいたします。補足しますと，これは昨年，住宅を造りまして，その住宅の庭が，一度に申請できなかった関係で，空いていた関係で，そこを駐車場にするというふうなことでございます。宜しく申し上げます。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(事務局)ありません。

(議長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第3項について，担当調査委員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい，12番下村です。議案第3号第3項農地法第5条申請について説明いたします。申請人，譲受人，〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地1。譲渡人，〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地1。申請農地の表示，大字野間，字〇〇〇，地番〇〇〇〇番1，地目畑，地積 528 m²。転用目的，一般住宅。申請理由，現在，借家住まいで手狭なため，申請地を購入し，住宅を新築したい。実現性あり。土地利用規制等，都市計画区域内，農振農用地外，1種農地（集落接続施設）。棟数・面積等，居宅1棟 110.10 m²。物置・車庫 25.00 m²。合計 135.10 m²。建ぺい率 25.58%。この案件につきましては，先般12月15日午後9時より，濱協会長，鮫島安平委員，久保田委員，事務局と，申請人の〇〇〇〇さん立ち合いの下，現地調査を実施いたしました。場所といたしましては，熊野線を種子島コリーナに向かいまして，そこを行きますと，ちょうど〇〇になりまして，右側に〇〇さんの家，その上の方に〇〇〇〇さんの家があり，その間の〇〇の方の畑でございます。この案件は現在，借家住まいで手狭なため，申請地を購入し，住宅を新築するもので，実現性ありです。申請地は造成を行わず，現状のまま利用するとのこと。排水計画についても合併浄化槽を設置し，側溝に放流し，被害防除計画記載等の措置をとり，建物の高さも低く，周辺の農地の日照，風通し等についても影響はあ

りません。資金計画についても融資証明書も添付されておりますので実現確実です。申請面積が 500 m²を少し越えています。残地も 28 m²しかありませんので、分筆後の農地の利用も難しいと思われます。また一般住宅で申請面積が 500 m²を越える場合は理由書を添付することになっていきますので提出してもらっています。現地で検討しました結果、周辺の支障もないと思われますので委員の皆様のご審議を宜しくをお願いします。

(議 長) ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) この土地ではですね、平成9年に〇〇〇〇さんが農地利用転用許可を出してまして、農振農用地内でしたけど、農振農用地の除外をされています。平成26年の9月に転用取消をされています。以上です。

(議 長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員) ありません。

(13 番委員) 13番日高です。

(議 長) どうぞ。

(13 番委員) 〇〇〇〇さんが今度、譲渡人になるということで、この取り付けの道は大丈夫なのですか。譲り渡した人は。〇〇〇〇さんは。

(議 長) 事務局をお願いします。

(事務局) この道につきましては、〇〇〇〇さんと今話をしまして、〇〇〇〇さんの奥さんのお父さんになります〇〇〇〇さんが購入をするということで、この土地を通すということで話をしています。

(13 番委員) 話をしてるわけですね。わかりました。

(議 長) 他にありませんか。

(3 番委員) もう一つ。

(議 長) 3番どうぞ。

(3 番委員) 今の事務局の日高さんの説明ですけども、ここは圃場整備で平成7年に申請が済んで、住宅を建てる予定で、それで建てなくて許可が下がるんですけども、道路を今、13番委員の質問があったように、住宅に行く道は、この〇〇〇〇さんが購入する、畑の所の道は通るんですか。買うっていうのはどういう意味ですか。〇〇〇〇さんが買って道を通すというのは。

(事務局) まず、この分筆は〇〇〇〇さん、本人が4条申請で2009年に行っていて、〇〇〇〇さんが自分の土地に建てると言うことで分筆をしていることと思います。この畑は残っていたんですけど、〇〇〇〇さんが申請地を購入するということで、今、日高隆克委員から畑に通れないということが出てくると質問がありましたが、それを〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの奥さんのお父さんが購入して、身内関係になりますので、そこを通ることができるということで購入するということです。

(3 番委員) どうも意味がわからないんですけど、〇〇〇〇さんが買うこの 528

- m²の中に、いわゆる〇〇さんが畑に行く道を通すということですか。
- (事務局)通っていくということです。道自体は造ってないですけど。
- (3番委員)隅を通っていくということ。〇〇〇〇さんは自分の畑に道を造らないですか。
- (事務局)この〇〇〇〇さんの今、畑がありますよね。〇〇〇〇さんの畑も今回は申請は出てきておりませんが、〇〇〇〇さんの親戚が購入をするということです。今は買ってはないですけど。
- (事務局長) はい。
- (議長)どうぞ。
- (事務局長)今回申請は出てきてないですけども、今回買われる〇〇〇〇さんの土地の奥についても〇〇〇〇さんの身内の方が買うということで、身内関係なものですから、そこであえて道ということを入れなくても大丈夫じゃないかということの内容で今回1筆をすべて転用するということです。
- (3番委員)〇〇〇〇さんの畑を買うという目的は農地にするという目的で、住宅じゃないんですか。
- (事務局長)はい、農地として購入を考えているということです。
- (議長)よろしいでしょうか。
- (3番委員)はい。
- (議長)他に質問はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号第1項から第3項については決定することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号、農地法第5条申請の第1項から第3項については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、件に進達します。
- (議長)次に日程第6、議案第4号「非農地証明について」を議題とします。第1項について、担当調査員の12番下村委員の説明をお願いします。
- (12番委員)はい、12番下村です。議案第4号第1項非農地証明について説明します。土地の所在、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇番4、台帳地目畑、面積948m²、現況地目雑種地、所有者、又は登記名義人は〇〇〇〇さん、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地7。現況地目となった経過及びその事由等は、土地登記簿の地目は畑であるが、昭和52年頃から耕地として利用せず、現況は雑種地となっている。この案件につきましては先般12月15日、午前9時40分より、濱脇会長、雨田委員、石堂委員、事務局、申請人の代理の〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施いたしました。場所といたしましては、私の住宅より、上中線に向かいまして、だいたい〇〇m程行った左側の方に5軒くらいの住宅が密集しております。その〇〇〇〇の住宅でございます。

この案件につきましては、昭和52年から耕地として利用せず、現況は雑種地となっています。現地で検討しました結果、地目は畑となっていますが、現状は法面になっており、畑に復元するには不可能であると判断しました。委員の皆様のご審議を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員、事務局からの補足説明はありませんか。

(3番委員)いいですか。

(議 長)どうぞ。

(3番委員)3番ですけども、私、現地調査の時、15日ですか、行ったんですけども、私一つ思うことがあって、今後まああいう現場が出たときに、どうするかということですね、やっぱり真剣に農業委員の人達は調査をした時に考えるんじゃないかなと思います。これはですね、家を造るときに、畑であるものを法面にして家を造っていますから、調査の時にもその話が出たんですけども、今になってあれを畑に返しなさいと言うことは到底できないと思うんですよね。法面になっているから。だから申請をする時に他に住宅の面積に入れてすべきじゃないかなというように私は思いました。ああいうのがいっぱい出てきたときに、後でまた、こういう申請が出てきたときに、農業委員の人は何をしていたのかなと思われるのも悪いと思いますから、私はそういうふうにしかりとした調査を今後はすべきじゃないかなというように感じました。現場を見てですね。

(議 長)はい、ありがとうございました。事務局からの説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから、審議を行いたいと思います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第4号第1項については、許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第4号「非農地証明について」の第1項については、許可することに決定しました。

(議 長)次に、日程第7、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の7頁をお開き下さい。承認第1号農用地利用集積計画の承認について。平成26年12月26日を公告日とする利用権設定、所有権移転1件、賃貸借権4件、筆数18筆、面積49,510㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。尚、詳細につきましては資料の8頁から16頁に添付しております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

- (議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定しました。
- (議長) 次に日程第8，承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局) はい。資料の17頁をお開き下さい。承認第2号，農用地利用集積計画の一部変更の承認について説明いたします。件数1件，筆数2筆，変更面積4,226㎡，契約年数6年，合意による解約でございます。尚，詳細につきましては資料の18頁に添付しております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。
- (議長) これから審議を行います。質疑・意見はありますか。
- (委員) ありません。
- (議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の件は承認することに決定しました。
- (議長) これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成26年第5回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者